

令和 6 年度

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

～さらなる輸送の安全に向けて～



令和 7 年 7 月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）において、運送事業者は「輸送の安全が最も重要であることを自覚」とされています。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、経営トップから現場まで一体となって輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これらを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程を定め、その着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、市バスの輸送の安全に関する基本方針、令和 6 年度に実施した輸送の安全に関する事項、令和 7 年度の目標と取組等の情報についてとりまとめたもので、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）に基づき公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目次

I	運輸安全マネジメントに関する体制	1
1	安全管理規程	
2	輸送の安全に関する基本的な方針	
3	輸送の安全に関する重点施策	
4	輸送の安全に関する目標	
5	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
6	事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
7	安全統括管理者	
II	令和6年度の輸送の安全に関する事項	3
1	令和6年度の目標	
2	令和6年度の取組	
3	令和6年度の取組結果	
4	令和6年度の総括	
III	令和7年度の輸送の安全に関する事項	13
1	令和7年度の目標	
2	令和7年度の取組	
	参考資料	20
1	川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程	
2	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統	
3	事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
4	一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について	

I 運輸安全マネジメントに関する体制

1 安全管理規程

川崎市バスでは、道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」といいます。）を制定しています。（20 ページ「参考資料1」参照）

2 輸送の安全に関する基本的な方針

- （1）安全管理規程第4条の規定に基づき、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、川崎市交通局安全方針（以下「安全方針」といいます。）を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざし、常にプロ意識をもって次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を理解し、確実に守ります。
- 3 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。
- 4 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。

令和5年4月1日改正

- （2）自然災害が発生した際の行動理念を示し、適時適切な対応につなげ、引いては輸送の安全の確保を実現するため、「川崎市交通局 防災の基本方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局 防災の基本方針

- 1 自然災害への対応は、お客様および交通局職員等の安全を最優先に行動します。
- 2 過去の自然災害を教訓とし、防災・減災に取り組みます。
- 3 災害対策本部からの要請に基づく緊急輸送など、市バスとしての役割を認識し、関係部署と連携して取り組みます。
- 4 早期の平常運行を目指すとともに適時適切な情報発信に努めます。

令和6年12月25日策定

3 輸送の安全に関する重点施策

「安全方針」に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

4 輸送の安全に関する目標

安全方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定することとしています。

5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全を確保するための組織として、経営トップ、安全統括管理者、輸送安全推進責任者、輸送安全推進員等を構成員とした「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。（24 ページ「参考資料 2」参照）

6 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条に定める重大事故や災害等が発生した場合の速やかな伝達のため「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。（25 ページ「参考資料 3」参照）

7 安全統括管理者

運行管理業務を統括管理し、輸送の安全を確保するため、道路運送法第 22 条の 2 第 4 項の規定に基づき、安全統括管理者を選任しています。

Ⅱ 令和6年度の輸送の安全に関する事項

1 令和6年度の目標

輸送の安全の確保に向けた具体的な指標として、令和6年度は、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とし、重大事故につながりかねない「自転車等関係事故」の防止を「重点取組事項」として設定するとともに、運転手の確認の徹底により防ぐことができる事故である「静止物接触事故」及び「車内人身事故」について「指標を設定して取り組む事故種別」としたうえで、取組を推進しました。

【設定目標】

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

【重点取組事項】

「自転車等関係事故」の防止

【指標を設定して取り組む事故種別（有責事故）】

静止物接触事故 10件以下

車内人身事故 6件以下

2 令和6年度を取組（下線は新たに実施した取組又は拡充した取組）

（1）安全最優先の徹底

安全管理の基本となる川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス（法令遵守）について、交通局長をはじめとした経営トップ（市バス事業経営戦略会議構成員）や安全統括管理者等による主体的な取組の下、引き続き全職員で徹底

（2）事故防止対策の実施

①重点取組事項に基づく取組

「自転車等関係事故」の防止

ア 運転手による対策

- ・原則として自転車には追従
- ・やむを得ない自転車追い越し時における安全な距離の確保の徹底
- ・自転車等の危険な行動を予測する運転の実施
- ・接近する自転車を確認し、降車扉の安全な開扉の徹底

イ 予防的対策

- ・主要駅等の自転車等駐車場に設置している注意喚起看板の改良
- ・特に自転車等に注意すべき箇所について作成したマップの更新による情報共有を実施
- ・運転手を自転車に乗せ、バスに追い抜かれる体験をさせることで、自転車利用者の態様を理解させ、安全な追抜きに必要な距離について指導（運転手実技研修）
- ・道路交通法改正を見据えた予防対策の実施（自転車を安全に追い越す義務の追加）
- ・電動キックボードの特性や注意すべき点などについて周知

②設定した指標に関する取組

ア 「静止物接触事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・バスターミナル内での気の緩み・慣れ・慢心の排除及び一般車両の動向の注視
- ・停留所進入時の周辺状況の見極めと速度抑制の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確保
- ・信号待ちや乗降扱い時のパーキングブレーキ使用の徹底
- ・やむを得ず後退する場合の安全確認の徹底

(イ) 予防的対策

- ・主要バスターミナル等における街頭指導
- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・障害物を避けての停留所正着・発車訓練などにより、周囲の状況確認の重要性やリアオーバーハング・内輪差について指導（運転手実技研修）

イ 「車内人身事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・着座・つかまり確認の徹底
- ・注意喚起の車内アナウンスの積極的な活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮

(イ) 予防的対策

- ・点呼や掲示物、デジタルサイネージ（大型液晶モニター電子掲示板）映像による「3秒待つてからの発車」の周知
- ・運転訓練車の機能等を活用し、前後の動揺を計測しながら、動揺の少ないブレーキ操作について指導を実施（運転手実技研修）
- ・高齢者疑似体験グッズを装着し、走行時の動揺や着座前発車などを体験させることで、危険な運転が起こす動揺や着座前発車の危険性について指導（運転手実技研修）
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所などにおいて配布
- ・市バスHPやXで車内人身事故防止について、市バスでの取組及びお客様へのお願いを周知

③添乗観察の実施

調査員（民間委託）や職員（指導担当など）による添乗観察を組み合わせ実施し、結果に基づき安全な扉操作や発車時の注意喚起、丁寧な運転について助言、指導

実施内容	実施回数
委託による添乗観察	延べ523回（委託営業所を含む全運転手1回以上）
職員による添乗観察	延べ941回（民間委託による添乗観察の成績不良者、個別指導教育実施者等）

④運転手研修の実施

- ・国土交通省の告示に基づき、事故の発生傾向等を反映させた事故防止研修を実施
- ・所轄警察署による交通安全講話により、関係法令や管轄路線における事故の発生傾向について知識を更新する交通安全研修を実施
- ・民間の教習所施設を貸し切り、実車等を用いて実施する体験型の運転手実技研修を実施
- ・エコドライブ推進のため、自動車メーカーの研修所で省燃費運転講習を実施

⑤適性診断の実施

- ・全運転手を対象とした一般適性診断（3年に1回程度実施）、新規採用運転手を対象とした初任診断、65歳以上の運転手を対象とした適齢診断等を継続して実施
- ・診断結果を踏まえ、運転者の弱点やくせを理解させ、安全運転に活かすための個別指導を実施

- ・指導教育受講者に対し、適性診断を実施

実施内容	対象者	実施頻度	実施人数
一般適性診断	全運転手	3年ごと	98人
初任診断	新規採用運転手	採用時	39人
適齢診断	65歳以上の運転手	3年ごと	5人
特定診断	特定運転手	—	0人

⑥運転手への個別指導教育の実施

- ・事故、経路誤り惹起者等を対象とした指導教育において、事故映像の活用による再発防止の徹底

実施内容	対象者	実施回数
安全運転指導教育	事故惹起者	18回
特別指導教育	経路誤り惹起者	9回
	運行関係苦情等惹起者	3回
接遇指導教育	接遇関係苦情惹起者	3回

- ・惹起した事故等に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づき、安全な運転操作などについて指導
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用し、速度、回転数の超過や急加速・急減速・急旋回の発生回数などのデータに基づく運転手指導を実施

⑦危機管理対応

- ・川崎市交通局防災の基本方針を策定
- ・大雨や降雪時、安全にバスが運行できるかを確認するための路線点検を実施
- ・運転手の健康管理の徹底による健康起因事故の防止
- ・車両更新に合わせてEDSS（ドライバー異常時対応システム）搭載車両を導入
- ・ドライブレコーダーの通信化
- ・全車両の非常時連絡用無線機の更新（3Gから4G対応へ）
- ・前方衝突警報装置等の標準装備（令和6年度導入EVバス3両）

⑧情報共有の推進

- ・「有責事故発生件数に関する目標」などについて、研修内容に反映、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時に、事故状況図を拡大詳細化し視覚的に危険を認識させる事故情報を全営業所に発出し共有
- ・事故映像等を事故種別毎にまとめ、工夫した映像視聴による安全意識の向上を推進
- ・ヒヤリ・ハット情報報告促進のため、名称を「事故回避情報」に変更
- ・事故回避情報の共有を推進

⑨交通安全運動等の実施

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施
- ・運動期間中の安全・サービス課職員などによる街頭指導

実施運動名（連携団体等）	実施時期	表彰
春の全国交通安全運動 （内閣府・警察庁等）	4月6日～4月15日	—
6月無事故運動 （川崎市交通局独自）	6月1日～6月10日	自動車部長表彰 （塩浜、鷺ヶ峰、上平間）

事業用自動車事故防止コンクール (神奈川県バス協会)	6月1日～8月31日	県警本部長表彰及び運輸支局長表彰 主催3協会連盟顕彰
バス車内事故防止キャンペーン (神奈川県バス協会)	7月1日～7月31日	—
夏季の輸送安全総点検 (国土交通省)	7月1日～8月31日	—
夏の交通事故防止運動 (神奈川県交通安全対策協議会)	7月11日～7月20日	—
秋の全国交通安全運動 (内閣府・警察庁等)	9月21日～9月30日	—
年末の交通事故防止運動 (神奈川県交通安全対策協議会)	12月11日～12月20日	—
年末年始自動車輸送安全総点検 (国土交通省)	12月10日～1月10日	—
2月無事故運動 (川崎市交通局独自)	2月1日～2月10日	自動車部長表彰(上平間)

⑩営業所の地域特性等に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会等を活用した、地域特性等に応じた事故防止対策の実施
- ・営業所ごとの無事故達成に向けた取組の推進

⑪啓発活動の実施

- ・小学校、警察署、関係機関等と連携し、市バス車両を使用した交通安全・バリアフリー教室を実施
- ・市バスHPやXで車内人身事故防止について、市バスでの取組及びお客様へのお願いを周知【再掲】
- ・EVバスでデジタルサイネージを活用し、車内事故防止の啓発動画(国土交通省作成)の放映による周知を実施

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・点呼の適正実施など、運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした研修を実施
- ・厳正な点呼執行を確保するため、交通安全運動期間等において安全統括管理者、営業所運行係長等による点呼の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達

- ・全営業所の点呼場周辺に設置しているデジタルサイネージに、事故回避情報(ヒヤリ・ハット)の映像等を掲出

(4) 経路誤りに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」などの経路誤り防止対策や、経路誤りの発生傾向などについて、研修・点呼での周知徹底
- ・経路誤り防止対策の徹底に向け、映像を用いた指導を実施
- ・毎月、営業所ごとに経路誤り防止強化日を設定し、点呼での注意喚起及び職長、安全・サービス課職員による街頭指導の実施

- ・経路誤り防止運動を実施し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用して経路誤り防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施
- ・定期的な街頭指導に加え、ダイヤ改正等に合わせた街頭指導の実施

②添乗観察結果による指導

経路誤り防止対策やアナウンスの徹底について、添乗観察による確認を行い、未実施者に対する指導を実施

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の経路誤り防止対策についての情報交換、協議等を実施
- ・過去に経路誤りが発生した交差点における防止対策を見直し、お客様に対しての行先アナウンスと案内を新たに行うこととし、自身が行先及び経路を確認する防止対策を実施

④経路誤り発生時に備えた取組

運転手及び運行管理者等を対象とした経路誤り発生時対応訓練を実施

⑤再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示するとともに、デジタルサイネージによる情報共有及び点呼での注意喚起を実施
- ・発生箇所における、営業所長、職長等による街頭指導を実施

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

ア 運転手研修

研修名		対象者／受講人数		実施時期
営業所研修	事故防止研修	全運転手		6月～7月、2月～3月
	非常用具・車椅子等取扱講習			12月
	運転手グループワーク研修			1～2月
	交通安全研修			4月
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）	72人	3月
	新規採用者等研修	新規採用運転手	34人	採用時
	職長研修	新任職長運転手	5人	4月
派遣研修	運転手実技研修	職長運転手、養成運転手、 実務経験の浅い運転手、 営業所推薦運転手	40人	4、9、 10、11、12月
	市民救命士研修	新規採用運転手	17人	6月
	省燃費運転講習	職長運転手	8人	5月

イ 運行管理者等研修

研修名		対象者／受講人数		実施時期
階層別研修	運行管理者研修（初任）	営業所事務職（経験1年目）	2人	9月
	運行管理者研修（一般）	営業所事務職（経験4年以上）	4人	9月
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員	20人	4月
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等	2人	4、6月
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）	22人	分散実施
	運行管理者研修	本局・営業所担当職員	1人	7月
	ガイドラインセミナー	本局担当職員	1人	10月
	リスク管理セミナー	本局担当職員	1人	10月
	整備管理者研修会	本局担当職員・整備職員	14人	11月
	整備主任者技術研修会	本局担当職員・整備職員	5人	2月

②職員のモチベーションの向上

- ・無事故表彰の実施

運転手無事故20年表彰以上については、表彰状に加え記念品（盾）を贈呈

対象	営業所	運転手
表彰期間	100日毎（200日、300日には懸賞品）	5年毎
受賞者	100日： 上平間（1回）	5年：18人、10年：5人、15年：5人 20年：13人、25年：20人、30年：5人 35年：2人

- ・職員表彰の実施

安全等に係る模範的な取組の表彰

種別	人数
市長表彰	0人
局長表彰	5人
所属長表彰	7人

- ・表彰受賞歴等のシールを名札へ掲出

- ・外部表彰実績

種別	人数
国土交通大臣表彰	1人
県警本部長表彰	14人
関東運輸局長表彰	7人
神奈川運輸支局長表彰	20人
日本バス協会会長表彰	2人
公営交通事業協会会長表彰	5人



国土交通大臣表彰授賞式

- ・標語コンクールの実施

事故防止や接客サービスの意識向上を図るため、「標語コンクール」を実施

テーマ	被表彰者
予測・防衛運転	5人
エコドライブ	5人

- ・神奈川県バス協会標語コンクールへの応募

テーマ	被表彰者
エコドライブ	1人

- ・運転技術の向上のため、ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用した運転データの分析による、自己の運転の振り返りを実施

③職員の健康管理

- ・ 定期健康診断の実施
- ・ 特定業務従事者健康診断の実施（運転手・運行管理者・整備職員及び整備経験のある職員）
- ・ 運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診を実施（運転手：106人）
- ・ 運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査を実施（運転手：61人）
- ・ 視野障害の早期発見等のための眼科健診の実施（運転手：320人）
- ・ S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の実施（運転手：127人）
- ・ 産業医及び保健相談員による保健指導を実施
- ・ インフルエンザ予防接種の助成を実施

④職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

- ・ 新規採用職員、養成運転手等に対し指導者として教習を実施
- ・ 運転手実技研修において、参加者に対し模範となる運転技能を直接指導
- ・ 運転手グループワーク研修において進行、議論の牽引、意見のとりまとめを実施
- ・ 職長運転手と本局職員の意見交換の場を設け、営業所の課題や職長運転手の活用に関する議論や情報共有を実施

（６）災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・ 川崎市交通局防災の基本方針を策定【再掲】
- ・ 重大事故等を想定した重大事故通報訓練の実施
- ・ バスの非常口やタイヤチェーン、消火器の使用方法などについて、非常用具・車椅子等取扱講習による定期的な知識の更新
- ・ 地震、台風、大雪等の発生を想定した実践的な防災訓練や、必要に応じて「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組の実施
- ・ 市バスナビ等の情報配信や電話対応訓練の実施
- ・ 川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回の実施

②バス非常時連絡体制の確保

- ・ 災害時等に、非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報を収集

③感染症予防対策の実施

- ・ バス車内の「抗ウイルス・抗菌コーティング」
- ・ 換気扇や起終点における扉開け等によるバス車内の換気
- ・ 運転席周辺のビニールカーテンの設置
- ・ マスクを全運転手に配布

（７）運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善を実施（４回）

②情報共有の推進

- ・ 輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長及び安全統括管理者と直営営業所職員との意見交換を職種毎に実施

- ・職長運転手を中心とした運転手のグループ制を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を実施【再掲】
- ・運転手グループワーク研修を実施し、運行に係る身近なテーマについて運転手一人ひとりが考え発言することで、運転手同士で安全やサービスについての認識を共有
- ・各研修実施後の受講者アンケートにおいて、現場からの意見や情報を収集

③内部監査の実施

安全に係る取組について、交通局長（１月）及び鷺ヶ峰営業所（１月）を対象とした内部監査を実施

【参考】内部監査実施体制（監査員については、内部監査セミナー等を受講した職員を選任）

	交通局長	鷺ヶ峰営業所
監査リーダー	企画管理部長	安全・サービス課長
監査員	企画管理部経営企画課課長補佐	安全・サービス課職員
事務補助	安全・サービス課職員	—

④貸切バス事業の取組

- ・日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクである三ツ星評価を維持するための適切な取組を実施（令和５年１２月１５日に三ツ星評価継続認定）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表
- ・初任運転手の実技指導について、乗合バス事業と同地域・同車種で行うことから、乗合路線実地教習を２０時間以上実施後、貸切バス運転手として選任

⑤貸切更新認可に伴う運輸安全マネジメント評価の実施

（８）輸送の安全に関する実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に執行

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	６６５，３２７千円
運行管理に関する費用	１３２，３７８千円
適性診断・研修に関する費用	８，８６２千円
健康診断に関する費用	１４，１５０千円
合 計	８２０，７１７千円

3 令和6年度の取組結果

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

	目標	発生件数
走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数	0.28 件以下	0.37 件

〔走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数の推移〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
車両数	347 両	317 両	313 両	311 両	309 両
総走行距離	12,352 千 km	11,764 千 km	11,270 千 km	11,037 千 km	10,721 千 km
有責事故件数 (責任割合 1%以上)	50 件	42 件	34 件	28 件	40 件
走行距離 10 万 km 当たりの 有責事故件数	0.40 件	0.36 件	0.30 件	0.25 件	0.37 件

※走行距離 10 万 km 当たりの事故発生件数 事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

(2) 重点取組事項及び発生件数

重点取組事項	発生件数
重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止	2 件

(3) 指標を設定した事故種別の目標及び発生件数

事故種別	目標	発生件数
静止物接触事故	10 件以下	6 件
車内人身事故	6 件以下	13 件

【事故件数の推移】

(単位：件)

事故種別	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)
静止物接触	26	26	52.0%	11	11	26.2%	10	10	29.4%	2	2	7.1%	6	6	15.0%
車内人身	9	7	14.0%	10	7	16.7%	9	2	5.9%	15	8	28.6%	19	13	32.5%
自転車関係	2	2	4.0%	7	5	11.9%	5	2	5.9%	6	4	14.3%	3	2	5.0%
通行人接触	3	2	4.0%	2	2	4.7%	3	2	5.9%	3	2	7.1%	0	0	0.0%
車両接触	32	12	24.0%	45	16	38.1%	42	17	50.0%	30	9	32.1%	38	16	40.0%
その他	1	1	2.0%	4	1	2.4%	3	1	2.9%	3	3	10.7%	3	3	7.5%
合計	73	50	100.0%	79	42	100.0%	72	34	100.0%	59	28	100.0%	69	40	100.0%

(4) 経路誤りの発生件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経路誤り発生件数	11 件	21 件	9 件	14 件	13 件

(5) 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

①事故報告件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事故報告件数※	0件	1件	3件	3件	3件
内有責事故件数（責任割合1%以上）	0件	0件	1件	3件	2件

※事故報告件数には運転手の疾病による運転手の交代を含む

②車両路上故障報告件数

路上故障	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	28件	28件	25件	21件	15件

[内訳]

故障箇所	原動機関係	シャシ関係	動力伝達装置関係	電気装置関係	緩衝装置関係	制動装置関係
件数	5件	3件	3件	2件	1件	1件

4 令和6年度の総括

令和6年度は、安全、安心な輸送の提供に向け、確認の徹底により防ぐことのできる「静止物接触事故」と、近年、増加傾向にある「車内人身事故」の防止のため、事故発生時には、事故情報を全営業所で共有するとともに、事故には至らなかったが事故を回避した状況を「事故回避情報」として、デジタルサイネージを活用し情報を共有することで、職員の安全、安心な輸送に対する意識の向上に取り組んできました。

しかし、運転技術の過信や運転経験の浅さから車両接触事故や車内人身事故等が多く発生しており、有責事故発生件数は10万km当たり0.37件で、目標の0.28件以下を達成することができませんでした。

中でも停車の際の動揺による車内人身事故が増加し、前車の停車に気付くのが遅れ、急ブレーキになったものが多く発生しました。今後さらに予測・防衛運転の意識付けに力を入れていくとともに、ハード面で運転技術をカバーする対策等を検討していく必要があるものと考えています。

一方、【重点取組事項】の「自転車等関係事故」は、令和5年度と比較し減少し、【指標を設定して取り組む事故種別】の「静止物接触事故」は、6件の発生となり、目標を達成しました。

経路誤りについては、職長などによる街頭指導の実施を進めてきた結果、令和5年度から1件減少し、13件となりましたが、路線数が多く、また、同一経路を運行したのち別方向へ分岐する路線が多いことから、鷲ヶ峰営業所における取組が課題となっています。

車両路上故障については、日常点検や定期点検の確実な実施、各種装置・機器の計画的なメンテナンスによる予防整備を進めた結果、令和5年度と比較して6件減少し15件となりました。

これらの結果を踏まえ、次の取組に反映し再発防止及び発生予防に取り組むことで、運輸安全マネジメントを推進してまいります。

Ⅲ 令和7年度の輸送の安全に関する事項

令和6年度については、有責事故発生件数10万キロ当たり0.37件となり、設定した目標を達成することができませんでした。また、【指標を設定して取り組む事故種別】である「静止物接触事故」の事故件数目標は達成できましたが、「車内人身事故」の事故件数目標は達成できませんでした。

「車内人身事故」の原因として、着座前発車による転倒の他に、前車の停止に気付くのが遅れたことによる急ブレーキでの転倒があげられます。また、無責事故でも停留所に停車する前にお客様が立ち上がり転倒する事故も発生していることから、引き続きの対策が必要です。

令和7年度は、従来の取組に併せて事故防止研修や掲示を活用し、危険予知トレーニング等を実施することで予測・防衛運転の意識付けを行うとともに、「車内後方の安全確認」を実技研修等で周知・徹底を行い、「車内人身事故」防止に取り組めます。

経路誤りについては、これまで実施してきた取組を着実に実施するとともに、お客様乗車時の行先アナウンス・案内の見直しを行い、防止対策のアップデートを行います。

車両路上故障については、新たな故障事例や対策を営業所間で情報共有するなど、類似案件を防止するとともに、運転手からの聞き取りによる情報共有や、日常点検、定期点検等を確実にを行い、引き続き計画的な予防整備を実施することで車両路上故障削減に努めます。

今後とも、全職員が一体となって、川崎市交通局安全方針に掲げる「安全最優先」を徹底し、運輸安全マネジメントを着実に推進するとともに、市民やお客様への質の高いサービスの提供を目指してまいります。

1 令和7年度の目標

輸送の安全に関する目標としては、有責事故発生件数を具体的な指標として設定していますが、令和7年度も引き続き走行距離10万km当たりの発生件数「0.28件以下」を目標とします。

重点取組事項については、重大事故につながる可能性が大きい「自転車等関係事故」の防止を設定します。

また、指標を設定して取り組む事故種別としては、運転手の確認の徹底により防ぐことができる事故であることから、引き続き「静止物接触事故」と「車内人身事故」を設定します。

【設定目標】

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

【重点取組事項】

「自転車等関係事故」の防止

【指標を設定して取り組む事故種別（有責事故）】

静止物接触事故 10件以下

車内人身事故 6件以下

2 令和7年度の取組（下線は新たに実施する取組又は拡充する取組）

（1）安全最優先の徹底

安全管理の基本となる川崎市交通局安全方針・防災の基本方針や、コンプライアンス（法令遵守）について、経営トップである交通局長や安全統括管理者等による主体的な取組の下、引き続き全職員で徹底

（2）事故防止対策の実施

①重点取組事項に基づく取組

「自転車等関係事故」の防止

ア 運転手による対策

- ・原則として自転車には追従
- ・やむを得ない自転車追越し時における安全な距離の確保の徹底
- ・自転車等の危険な行動を予測する運転の実施
- ・接近する自転車を確認し、降車扉の安全な開扉の徹底

イ 予防的対策

- ・主要駅等の自転車等駐車場に設置している注意喚起看板の改良
- ・特に自転車等に注意すべき箇所について作成したマップの更新による情報共有を実施
- ・運転手を自転車に乗せ、バスに追い抜かれる体験をさせることで、自転車利用者の態様を理解させ、安全な追い抜きに必要な距離について指導（運転手実技研修）
- ・道路交通法改正を見据えた予防対策の実施（自転車を安全に追い越す義務の追加）
- ・電動キックボードの特性や注意すべき点などについて周知

②設定した指標に関する取組

ア 「静止物接触事故」の防止

（ア）運転手による対策

- ・バスターミナル内での気の緩み・慣れ・慢心の排除及び一般車両の動向の注視
- ・停留所進入時の周辺状況の見極めと速度抑制の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確保
- ・信号待ちや乗降扱い時のパーキングブレーキ使用の徹底
- ・やむを得ず後退する場合の安全確認の徹底

（イ）予防的対策

- ・主要バスターミナル等における街頭指導
- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・障害物を避けての停留所正着・発車訓練などにより、周囲の状況確認の重要性やリアオーバーハング・内輪差について指導（運転手実技研修）

イ 「車内人身事故」の防止

（ア）運転手による対策

- ・着座・つかまり確認の徹底
- ・注意喚起の車内アナウンスの積極的な活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮
- ・危険予知トレーニング等による予測・防衛運転の意識付け

（イ）予防的対策

- ・点呼や掲示物、デジタルサイネージによる「3秒待つてからの発車」の周知
- ・実技研修やデジタルサイネージによる「車内後方の安全確認」の周知徹底

- ・運転訓練車の機能等を活用し、前後の動揺を計測しながら、動揺の少ないブレーキ操作について指導を実施（運転手実技研修）
- ・高齢者疑似体験グッズを装着し、走行時の動揺や着座前発車の危険性について指導（運転手実技研修）
- ・お客様に向けた安全啓発として、車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所などにおいて配布
- ・市バスHPやXによりお客様向けの啓発を強化
- ・運転者に対して、着座前発進の発生予防のための助言指導を実施
- ・お客様向けの安全啓発・車内マナー啓発リーフレットの配布

③添乗観察の実施

調査員（民間委託）や職員（指導担当など）、職長による添乗観察を組み合わせ実施し、結果に基づき安全な扉操作や発車時の注意喚起、丁寧な運転について助言、指導

④運転手研修の実施

- ・国土交通省告示の「指導及び監督の指針」に沿った運転手への安全教育として、事故の発生傾向等を反映させた事故防止研修を実施
- ・所轄警察署による交通安全講話により、関係法令や管轄路線における事故の発生傾向について知識を更新する交通安全研修を実施
- ・民間の教習所施設を貸し切り、実車等を用いて実施する体験型の運転手実技研修を実施
- ・エコドライブのさらなる推進のため、自動車メーカーの研修所での省燃費運転講習を増回実施

⑤適性診断の実施

- ・全運転手を対象とした一般適性診断（60 歳以上の運転手は毎年、その他の運転手は3年に1回程度実施）、新規採用運転手を対象とした初任診断、65 歳以上の運転手を対象とした適齢診断等を継続して実施
- ・診断結果を踏まえ、運転者の弱点やくせを理解させ、安全運転に活かすための個別指導を実施
- ・指導教育受講者に対し、適性診断を実施

⑥運転手への個別指導教育の実施

- ・事故、経路誤り惹起者等を対象とした指導教育において、事故映像の活用による再発防止の徹底
- ・惹起した事故等に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づき、安全な運転操作などについて指導
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用し、速度、回転数の超過や急加速・急減速・急旋回の発生回数などのデータに基づく運転手指導を実施
- ・運行前や休憩時における無駄なアイドリング防止のため、デジタルタコグラフを活用した指導を実施

⑦危機管理対応

- ・大雨や降雪時、安全にバスが運行できるかを確認するための路線点検を実施
- ・運転手の健康管理の徹底による健康起因事故の防止
- ・車両更新に合わせてEDSS（ドライバー異常時対応システム）搭載車両を導入
- ・「衝突防止警報システム」の試行運用を行い、事故防止に活用できるか検証・検討を実施
- ・ドライブレコーダー通信による状況確認

⑧情報共有の推進

- ・「有責事故発生件数に関する目標」などについて、研修内容に反映、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時に、事故情報を全営業所で共有
- ・事故映像等を事故種別毎にまとめ、工夫した映像視聴による安全意識の向上を推進
- ・事故回避情報の共有を推進

⑨交通安全運動等の実施

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施
- ・運動期間中の安全・サービス課職員などによる街頭指導

実施運動名（連携団体等）
春の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）
6月無事故運動（川崎市交通局独自）
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）
夏季の輸送安全総点検（国土交通省）
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
秋の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）
2月無事故運動（川崎市交通局独自）

⑩営業所の地域特性等に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会等を活用した、地域特性等に応じた事故防止対策の実施
- ・営業所ごとの無事故達成に向けた取組の推進

⑪啓発活動の実施

- ・小学校、警察署、関係機関等と連携し、市バス車両を使用した交通安全・バリアフリー教室を実施
- ・交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットを市立小学校へ配布
- ・市バスHPやXによりお客様向けの啓発を強化【再掲】
- ・お客様向けの安全啓発・車内マナー啓発リーフレットの配布【再掲】

（３）運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・点呼の適正実施など、運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした研修を実施
- ・厳正な点呼執行を確保するため、交通安全運動期間等において安全統括管理者、営業所運行係長等による点呼の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達

- ・全営業所の点呼場周辺に設置しているデジタルサイネージに、事故回避情報（ヒヤリ・ハット）映像等の情報を掲出

（４）経路誤りに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・基本動作の習慣化やスターフリップなどの経路誤り防止対策や、経路誤りの発生傾向について、研修や点呼での周知徹底
- ・経路誤り防止対策の徹底に向け、映像を用いた指導を実施

- ・毎月、営業所ごとに経路誤り防止強化日を設定し、点呼での注意喚起及び職長、安全・サービス課職員による街頭指導の実施
- ・経路誤り防止運動を実施し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用して経路誤り防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施
- ・定期的な街頭指導に加え、ダイヤ改正等に合わせた街頭指導の実施

②添乗観察結果による指導

- ・添乗観察を通じて経路誤り防止対策の実施状況を確認し、対策の定着やお客様サービス向上についても確認を実施

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の経路誤り防止対策についての情報交換、協議等を実施
- ・過去に経路誤りが発生した交差点における防止対策の見直しを実施

④経路誤り発生時に備えた取組

運転手及び運行管理者を対象とした経路誤り発生時対応訓練を実施

⑤再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示するとともに、デジタルサイネージによる情報共有及び点呼での注意喚起を実施
- ・発生箇所における、営業所長、職長等による街頭指導を実施
- ・発生件数の推移や傾向を確認し、対策の効果を検証

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

運転手や運行管理者を対象とした職員研修を計画的に実施する

ア 運転手研修

研修名		対象者
営業所研修	事故防止研修	全運転手
	非常用具・車椅子等取扱講習	
	運転手グループワーク研修	
	交通安全研修	
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）
	新規採用者等研修	新規採用運転手
	職長研修	新任職長運転手
派遣研修	運転手実技研修	採用5年経過運転手、職長運転手、養成運転手、実務経験の浅い運転手等
	市民救命士研修	新規採用運転手
	省燃費運転講習	職長運転手

イ 運行管理者等研修

研修名		対象者
階層別研修	運行管理者研修（初任）	営業所事務職（経験１年目）
	運行管理者研修（一般）	営業所事務職（経験４年目以上）
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）
	運行管理者研修	本局・営業所担当職員
	適性診断活用講座	営業所新任係長（該当者なし）
	ガイドラインセミナー	本局担当職員
	リスク管理セミナー	本局担当職員
	内部監査セミナー	本局担当職員
	整備管理者研修会	本局担当職員・整備職員
	整備主任者技術研修会	本局担当職員・整備職員

②職員のモチベーションの向上

- ・営業所及び運転手の無事故期間に応じた無事故表彰
- ・安全等に係る模範的な取組について職員表彰
- ・表彰受賞歴等のシールを名札へ掲出
- ・事故防止や接客サービスの意識向上を図るため「標語コンクール」の実施
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用した運転データの分析による、自己の運転の振り返り

③職員の健康管理

- ・定期健康診断（全職員）
- ・特定業務従事者健康診断（運転手・営業所運行管理者・整備職員）
- ・運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診（運転手）
- ・運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査（運転手）
- ・視野障害の早期発見等のための眼科健診（運転手）
- ・ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査（運転手）
- ・産業医及び保健相談員による保健指導
- ・インフルエンザ予防接種の助成

④職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

- ・新規採用職員、養成運転手等に対し指導者として実地教習の実施
- ・運転手実技研修において、参加者に対し実車により模範となる運転技能を直接指導
- ・運転手グループワーク研修において進行、議論の牽引、意見のとりまとめ
- ・職長運転手と本局職員の意見交換の場を設け、営業所の課題や職長運転手の活用に関する議論や情報共有
- ・職長による添乗観察を通じて経路誤り防止対策の実施状況を確認し、対策の定着やお客様サービス向上についても確認を実施

（６）災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・重大事故等を想定した重大事故通報訓練
- ・バスの非常口やタイヤチェーン、消火器の使用方法などについて、非常用具・車椅子等取扱講習による定期的な知識の更新
- ・地震、台風、大雪等の発生を想定した実践的な防災訓練や、必要に応じて「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組
- ・市バスナビ等の情報配信や電話対応訓練
- ・川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回

②バス非常時連絡体制の確保

災害時等に、非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報を収集

③感染予防対策の実施

- ・バス車内の「抗ウイルス・抗菌コーティング」
- ・換気扇や起終点における扉開け等によるバス車内の換気
- ・運転席周辺のビニールカーテンの設置

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

経営トップによるマネジメントレビュー（輸送安全委員会）

②情報共有の推進

- ・交通局長及び安全統括管理者と営業所職員との意見交換や、各研修の機会を活用し、営業所職員からの意見や情報を積極的に収集するなど、情報交換の円滑化を推進
- ・職長運転手を中心とした運転手グループ制を活用した、運転手への安全に関する情報伝達や意見収集
- ・運転手グループワーク研修を実施し、運行に係る身近なテーマについて運転手一人ひとりが考え発言することで、運転手同士で安全やサービスについての認識を共有
- ・各研修実施後の受講者アンケートにおいて、現場からの意見や情報を収集

③内部監査の実施

安全管理体制のチェックを継続して行うための内部監査を実施し、監査結果に基づく安全管理体制の改善

④貸切バス事業の取組

- ・貸切バス事業者安全性評価認定評価の維持に向けた取組の推進
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表（26・27 ページ「参考資料 4」参照）
- ・初任運転手に対する特別な指導の確実な実施

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ計画的な執行

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	1, 4 1 7, 2 9 1 千円
運行管理に関する費用	1 2 1, 9 0 9 千円
適性診断・研修に関する費用	1 3, 3 1 0 千円
健康診断に関する費用	1 8, 6 9 6 千円
合 計	1, 5 7 1, 2 0 6 千円

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第22条の2及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の輸送の安全に関する規定並びに「旅客自動車運送に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号。以下「運輸安全マネジメント指針」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、川崎市交通局の一般旅客自動車運送事業（以下「市バス事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営トップ

交通局において、経営に関する最高意思決定を行うとともに、最終的な経営責任を負う交通局長及び川崎市バス事業経営戦略会議（平成18年4月17日設置）の構成員であって、職員に対する指揮及び管理を行うものをいう。

(2) 運輸安全マネジメント

市バス事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、交通局長から事業に従業する全職員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善（Plan Do Check Act）の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(3) 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全統括管理者の指名する実施責任者が、運輸安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

(4) 関係法令等

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令（運送法、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等）及び告示並びにこの規程及び関係法令に基づいて交通局長が定めた川崎市交通局運転安全規範（昭和26年訓令第13号）、運行管理規程等を総称して「関係法令等」という。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 交通局長は、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針を別に定め、市バス事業に従事する全職員に対して周知するものとする。

2 輸送の安全に関する基本的な方針には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、市バス事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上に努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を外部に対し積極的に公表すること。

3 輸送の安全に関する基本的な方針は、必要に応じて見直すものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条に規定する輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

- 2 目標の設定にあたっては、必要に応じ、市バス事業全体の目標に加え、営業所における目標を設定するものとする。
- 3 第1項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、前条に掲げる目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を勘案して、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

- (1) 市バス事業における人材、車両、施設等の現状
- (2) 過去の自動車事故の発生状況
- (3) 乗務員の意見
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第8条 交通局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全に関する経営トップの責務は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる継続的な取組みを通じて、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。
 - (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、輸送安全管理体制の構築その他の必要な措置を講じること。
 - (3) 運送法第22条の2第6項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。

(輸送の安全を確保するための局内の組織)

第9条 交通局長は、関係法令等に基づいて選任した安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者によって、輸送の安全の確保に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、所属職員を指導及び監督するものとする。
- 3 職員は、第1項に定める者の指示を受けるほか、常に、安全性の向上に資する技能等を修得し、安全な運行等に努めるものとする。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合及び重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図によるものとする。
- 5 交通局に、運輸安全マネジメントを確実に実施するための輸送安全委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 交通局長は、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 交通局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第11条 運輸規則第47条の4第2号ハに規定する安全統括管理者の責務及び権限に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、交通局長に報告すること。

- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
 - (8) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- 2 安全統括管理者が不在の場合には、前項に規定する職務を自動車部安全・サービス課長が代理するものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(運輸安全マネジメントの適確な実施)

第12条 第7条の規定に基づいて作成した輸送の安全に関する計画は、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる一連の過程に従い円滑に進め、着実かつ適確に実施するものとする。

- 2 前項に規定する計画の輸送の安全に係る関係法令等の遵守に関する事項のうち、飲酒運転の撲滅に係る事項は「飲酒運転防止対策マニュアル」(平成14年10月10日付け社団法人日本バス協会策定)に基づいて確実な対応を図るものとする。
- 3 輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行うものとする。
- 4 運送法第35条の規定により営業所を管理委託する場合における運輸安全マネジメントの適確な実施について、交通局と受託事業者は緊密に連携し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 輸送の安全に関する情報について、経営トップと職員との間における双方向の意思疎通が十分に行われるように意見交換その他の適切な方法により、適時適切に、その内容が局内全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 職員が経営トップに対して直接報告可能な手段を確保すること、又は輸送の安全に関する情報を報告した者について、不利益な取扱いをしない等の環境を整えること。
 - (2) 職員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに、速やかに適切な対処策を講じること。
- 2 輸送の安全に関する情報には、運行路線における事故多発地点等の危険箇所及びヒヤリ・ハットに関する情報、輸送安全機器の活用等事故防止に関する効果的な事例に関する情報等が含まれるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制等)

第14条 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条各号に定める事故、若しくは災害等(輸送の安全を確保するための情報で、車両の不具合、事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関するリスク情報等を含む。)が発生した場合は、速やかに、別に定める報告連絡体制により局内、関係行政機関、事業者等に伝達されるように努めるものとする。

- 2 事故、災害等(以下「事故等」という。)が発生した場合の報告すべき内容は、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故等に関する必要な事項とする。
- 3 交通局全体で対応するような程度若しくは規模の重大な事故等(バスジャック、テロ等の発生により、通常の対応措置では対処できない事故等)が発生した場合に備え、必要に応じて、第1項で定めた要員の責任、権限等を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査、分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 「バスジャック対応マニュアル」(平成13年7月26日付け13川交営第525号)及び公共交通機関等におけるテロ対策の点検及び確認について、緊急時の安全対策の徹底を図るため、関係行政機関、事業者等と緊密な連携を図るとともに、職員に対して周知徹底を図るようにすること。
 - (2) 通常の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを勘案し、責任、権限等の具体的な決定や適用にあたっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにすること。
 - (3) 必要な措置を実効的なものとするため、必要に応じ、訓練を計画すること若しくはバス協会等が主催する訓練に参加すること。
 - (4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析並びに再発防止策等への取組みについて、組織的に迅速かつ適確な対応を図るようにすること。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、運輸安全マネジメントにおいて必要となる人材の育成のための教育及び研修は、「旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監

督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1676 号)及び「旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じる措置」(平成 18 年国土交通省告示第 1088 号)に基づいて、具体的な計画を作成し着実に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 16 条 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとし、この計画及び監査の対象項目、着眼点、報告書等の事務処理要領は別に定めるものとする。

2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 17 条 輸送の安全に関して、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、そのために必要な改善に関する方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2 旅客運送事業者に対する行政処分等の基準(平成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 412 号国土交通省自動車局長通達等)の通則に規定する法令違反(輸送の安全に関する違反により重大事故を引き起こした場合における当該事故を含む。)で、悪質と認められる場合(「違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足る相当の理由が認められる場合」、「違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合」をいう。)に該当する事由で処分を受けたときは、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する情報の公表)

第 18 条 運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づいて定められた「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に関する事項」(平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1089 号)について、毎事業年度の経過後 100 日以内に、外部に対し公表する。

2 運送法第 27 条第 2 項、第 31 条又は 40 条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の記録の管理等)

第 19 条 この規程は、市バス事業における業務の実態に応じ、定期的に若しくは適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正事項又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、川崎市交通局公文書取扱規程(昭和 36 年交通局規程第 4 号)に定めるところによる。

(施行の細則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

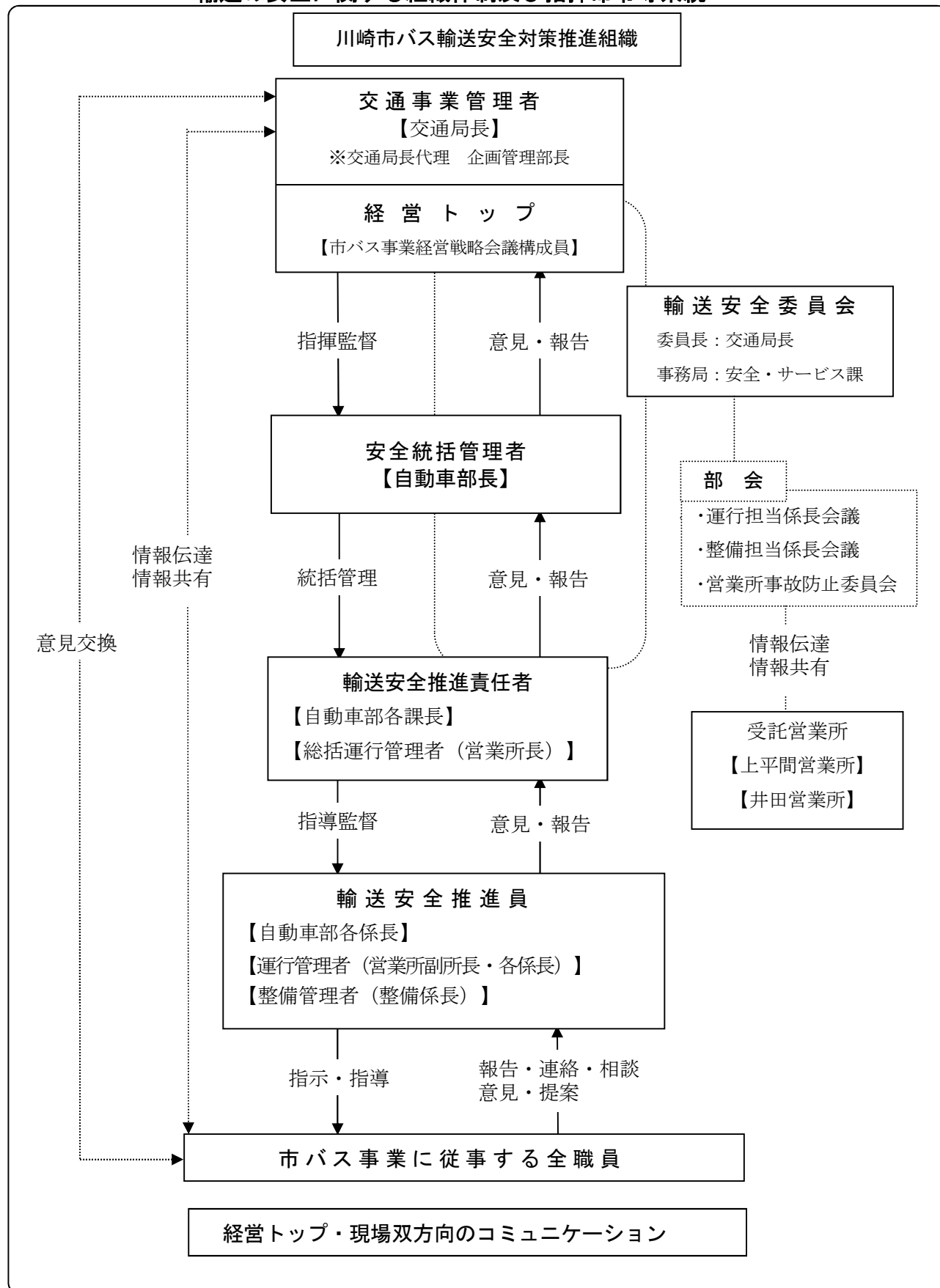
附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



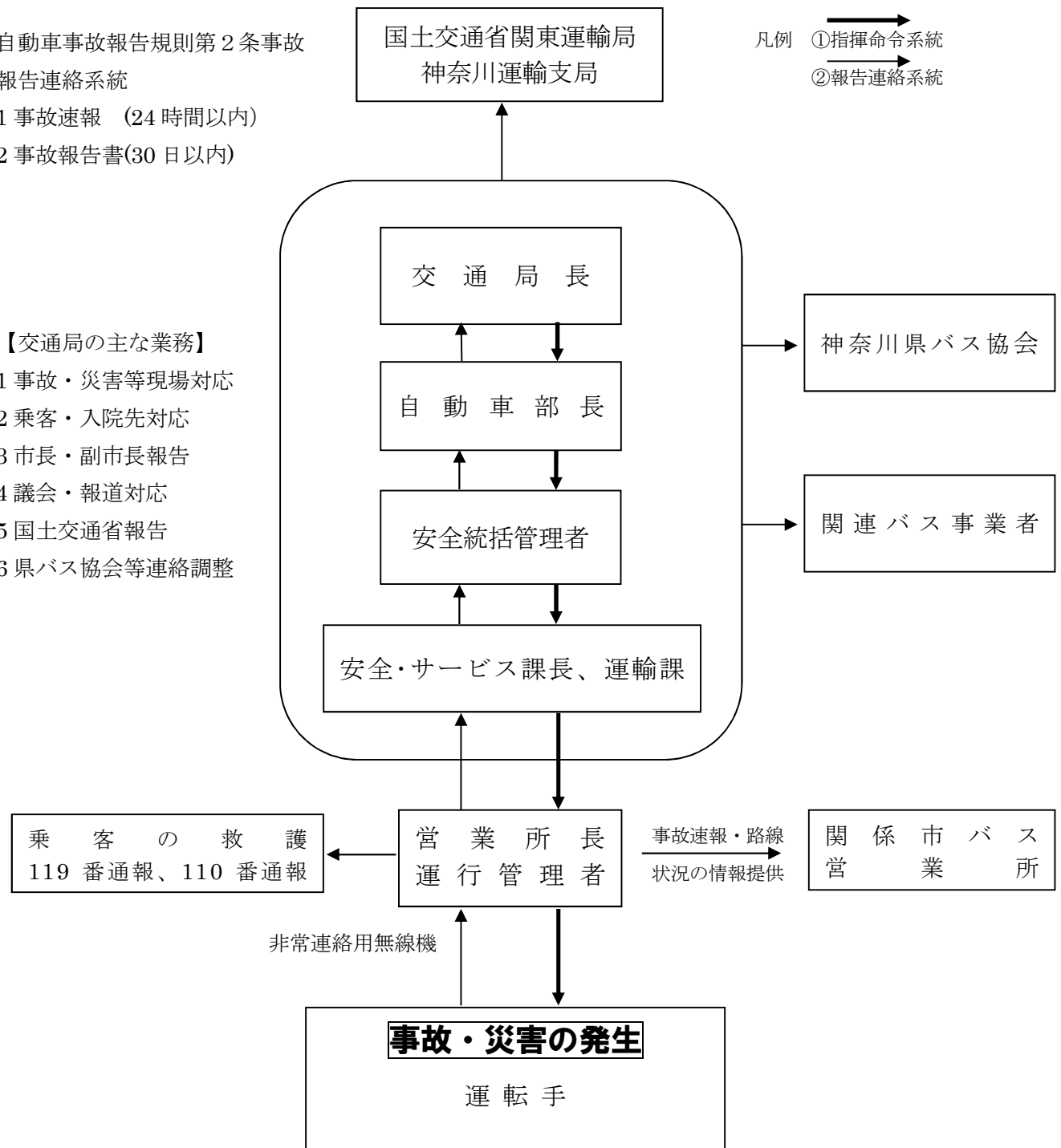
事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則第2条事故
報告連絡系統

- 1 事故速報（24 時間以内）
- 2 事故報告書(30 日以内)

【交通局の主な業務】

- 1 事故・災害等現場対応
- 2 乗客・入院先対応
- 3 市長・副市長報告
- 4 議会・報道対応
- 5 国土交通省報告
- 6 県バス協会等連絡調整



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全・サービス課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 水澤 邦紀・交通局長（令和7年4月1日現在）

事業許可 平成16年関自旅一第1287号
営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 榎田 久男
連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車車庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷺ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	2箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（令和7年3月31日現在）

	車両数 (両)	年式（年）		ドライブレコーダー搭載 車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載 車両導入台数 (台)	ASV搭載 車両導入台数 (台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	3	平成23年式	平成28年式	3	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
中型	2	平成26年式	平成26年式	2	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0						
平均車齢	大型	12年					
	中型	10年					
	小型						
任意保険等の加入状況（補償額）			対人保険	無制限		対物保険	500万

○人員体制に関する情報（令和7年3月31日現在）

運転手	正規（人）	嘱託（人）	派遣（人）	その他（人）	合計（人）
	315	19			334
	社会保険等 加入者（人）	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		334	332	334	42
運行管理者（人）	29				
整備管理者（人）	28				

○事故件数（令和6年度）

	管轄区域内
死亡事故件数（件）	0
重傷事故件数（件）	0
軽傷事故件数（件）	0
物損事故件数（件）	0
事故報告書提出件数（件）	0
健康起因事故件数（件）	0
（参考）総走行キロ（km）	27,315

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

○輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況（令和6年度）

	年間実施回数
運転手研修	5回
運行管理者研修	4回
整備管理者研修	2回

○輸送の安全にかかわる内部監査（令和6年度）

	実施の有無	実施回数	対象者	
内部監査	有	2回	交通局長	鷲ヶ峰営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
交通局長	無	—
鷲ヶ峰営業所	無	—

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報（令和7年3月31日現在）

貸切バス事業者安全性評価認定	三ツ星
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	○
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報（令和7年3月31日現在）

安全管理規程の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	澁谷淳一・交通局自動車部長
安全統括管理者選任年月日	令和5年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規程の制定及び国への届出	有



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市